

熊本空港における外国往来機と陸地との交通場所等を指定する公示

(昭58. 4. 1 公示)  
 (平29. 12. 7 変更)  
 (平30. 9. 20 変更)  
 (平31. 4. 1 変更)

1 外国往来機と陸地との交通場所

港 名	場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
熊本空港	<p>(出 国)              熊本空港国際線ターミナルビル2階税関出国検査場出国審査ブース出国待合室を通りオーバーブリッジを経てスポットNo. 7、No. 8、No. 9、No. 10に駐機する外国往来機に至る通路</p> <p>(入 国)              スポットNo. 7、No. 8、No. 9、No. 10に駐機する外国往来機から熊本空港国際線ターミナルビルオーバーブリッジを通り入国審査ブースを経て1階税関旅具検査場に至る通路</p> <p>熊本空港国際線ターミナルビル出国便並びに入国便の荷さばき場からスポットNo. 7、No. 8、No. 9、No. 10に駐機する外国往来機に至る通路</p>	<p>熊本県菊池郡菊陽町              熊本空港内</p>	<p>出国する旅客及び乗組員並びに関係航空会社の業務に従事する者が交通する場合に限る。</p> <p>入国する旅客及び乗組員並びに関係航空会社の業務に従事する者が通行する場合に限る。</p> <p>貨物及び機用品並びに携帯品の積卸と航空機の整備等の業務に従事する者が交通する場合に限る。</p>

2 貨物の積卸場所

港 名	場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
熊本空港	スポット No. 7、No. 8、No. 9、No. 10	<p>熊本県菊池郡菊陽町              熊本空港内</p>	